

○総務省告示第千二百九十三号

平成十六年総務省告示第九百八十七号（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一項第一号の規定に基づき日欧合同委員会から通報があつた旨を公示する件）の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

第一項(3)イを次のように改める。

イ 電波法（昭和25年法律第131号）第38条の2第1項各号に掲げる事業の区分

第二項(3)イを次のように改める。

イ 電波法第38条の2第1項各号に掲げる事業の区分